

令和3年10月1日

京都府立盲学校 新型コロナウイルス感染防止のための 行動マニュアル

- ※ 本マニュアルは、令和3年10月1日に更新した。
- ※ 本マニュアルは、地域の感染状況を踏まえるとともに、今後の文部科学省通知、京都府教育委員会通知等により、随時、変更する。
変更日は、本マニュアルの上部へ記す。

<基本的な考え方>

- 文部科学省通知「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2021. 4. 20 Ver. 6）（2021. 5. 28 一部修正）」、京都府教育委員会通知に基づき、すべての幼児児童生徒が健康で安全に教育を受けられる体制を整え、感染リスクの低減に努めた環境作りを行う。
- 新型コロナウイルス感染症に伴ういじめや差別的な言動に対しては、速やかに対応する。

1 家庭と連携した健康観察の徹底

- ①家庭では、毎朝、以下の協力をお願いします。
 - ・検温（日頃から児童生徒の平熱について把握しておいてください。）
 - ・風邪症状（発熱、咳、息苦しさ、強いだるさ等）、味覚・嗅覚の異常の有無等の確認
 - ・健康観察カードへの記入と登校時に持参
- ②体調に異常があれば、必ず学校へ連絡の上、自宅療養とし、登校を控えてください。（欠席ではなく、出席停止扱いとなります。）
- ③症状に改善が見られない場合、医療機関を受診してください。
- ④日頃より、十分な睡眠と規則正しい生活を心がけ、健康を保つようにしてください。
- ⑤当面の間、不要不急な外出は控え、やむを得ず外出する場合でも3密になるような場所を避けるようお願いいたします。

◆忘れてはいけない持ち物 4点◆

- 健康観察カード
- ハンカチ2枚（手洗い用と給食用）
- 予備のマスク
- ビニール袋（マスクを外したときに収納するため）

2 幼児児童生徒の学校生活における留意事項

【登校前】

- ・「忘れてはいけない持ち物 4点」を持っているか確認する。
- ・体調に異常があるときは、決して無理をせず、自宅で療養する。

【スクールバス】

- ①乗車前に、添乗員が健康観察カードを確認する。
- ②乗車前に、手指のアルコール消毒を行う。
- ③車内では、原則、マスクを着用する。（各家庭にマスク着用の協力を求める。）
- ④車内では、会話を控える。
- ⑤定期的に車内を換気する。（換気扇の使用、窓開け）
- ⑥児童生徒降車後は点検シートに基づき、車内の消毒を行う。（次亜塩素酸ナトリウム等を使用）

【登校中（下校中）】

- ・公共交通機関を利用する児童生徒等は、3密を避ける工夫をし、マスクを着用する。
- ・公共交通機関の混雑状況に不安のある児童生徒は、担任へ相談する。

【登校直後】

- ・学校に着いたら、校舎入り口で健康観察カードの確認を受ける。
- ・消毒用アルコールで手指の消毒を行った後、校舎内に入る。
- ・教室に入ったらすぐに石鹸等を使用して、手洗いをする。
- ・健康観察カードを忘れた場合は、あらかじめ準備した控え室で、検温及び健康観察を受ける。
- ・体調に異常がある場合は、保護者に連絡し、速やかに下校する。

【授業中】

重点として、

- ・原則として、幼児児童生徒・教員ともマスクを着用する。
- ・「3密」をできる限り避け、換気を徹底する。

具体的には、

①換気

- ・常時換気に努める（窓を20cm程度開放する）。
- ・常時換気が難しい場合には、30分に1回以上、数分程度、頻繁に窓を全開にする。
- ・換気により室温を保つことが困難な場面では、室温の変化により健康被害が生じないよう、服装による調節などの柔軟な対応を行う。
- ・エアコン使用時は、換気扇を使用し、適宜窓を開ける。

②幼児児童生徒間及び幼児児童生徒・教員間の距離をできるだけ離す。（1～2m）

必要に応じて、学級を複数のグループに分けるなどして、互いの距離を確保する。

③接触を伴う指導を行う場合には、その前後に手洗いを行う。

④幼児児童生徒・教員とも、近距離での指導が必要な場合であっても、同一方向を向き対面での活動は避ける。

⑤更衣室等を使用する際は、密にならないよう使用制限を行う。時間差を設けて使用する等の対策をとる。

⑥幼児児童生徒・教員とも、大声での会話や発声、集まって歌うことなどを避ける。（教員は、大声での授業進行を避ける。）

【休憩時間】

- ・教室・廊下等の窓を全開にして、換気する。
- ・教室の移動は、最低限とし、校舎内を不必要に移動することを避ける。
- ・幼児児童生徒同士、近距離や大声での会話を避ける。
- ・外からの帰りやトイレの後は、必ず石鹸で手洗いするか、アルコール手指消毒を行う。

【給食】

給食時は以下のことに留意する。

①室内は、テーブル・椅子の消毒、換気を徹底する。

②喫食時間の交代制、新たな喫食場所の設置など工夫し、対面座席を作らないようにする。

③給食当番に携わる教職員は、マスク、三角巾、エプロンを着用し、丁寧な手洗い・手指消毒、使い捨て手袋の利用などに留意して作業を行う。

④給食配膳後、すべての料理をラップで覆う。

＜喫食者（幼児児童生徒及び教職員）の留意点＞

①食堂には、マスクを着用して入室する。

②入室後及び退室前には、手洗い・手指消毒を丁寧に行う。給食用ハンカチを持参し使用する。

③食べる直前に、料理を覆っているラップをはずす。

④食堂内では、私語を慎む。

⑤手洗いや食器返却にあたっては、密にならないように、他者と1m以上の距離をとる。

【施設設備の消毒等】

・教室やトイレなど、幼児児童生徒が利用する場所のうち、特に頻繁に手を触れやすい場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、定期的に消毒液（次亜塩素酸ナトリウムや消毒用アルコールなど）を使用して、清掃・消毒する。

・原則として、用具や物品等の共用は避ける。また、共用を避けることが難しい場合は、使用前後の用具・物品等の消毒及び手指の手洗いを徹底する。

【その他】

・学校行事や部活動、その他特別活動等については、京都府教育委員会からの通知を受け、その都度、対応を検討し、実施や延期、中止等を判断する。

・京都府下の感染状況が悪化している期間については、教職員は幼児児童生徒との距離が十分とれない指導（2m以内での対面指導・実技指導・給食指導等）の際、フェイスシールド等の感染防止策を追加する場合がある。

3 寄宿舎

寄宿舎については、「本校寄宿舎における新型コロナウイルス感染防止のための対応について」による。

4 幼児児童生徒に発熱等の風邪症状等が出た場合

①あらかじめ準備した控え室にて対応する。また、保護者へ連絡し、速やかに下校する。

②下校後、医療機関を受診し、その結果を必ず学校に報告する。

③症状がなくなるまでは、自宅で療養する。

5 作成日

本マニュアルは、令和2年5月22日に作成した。